

SEINENHOKURITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

N523
2014・9・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03 (5366) 1131 (代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

- 高江スラップ訴訟 判決の問題点と今後の課題…………… 喜多自然
なぜたたかえるのか…………… 伊佐真次
最高裁判決の課題―両親を傷害致死罪の共犯として裁くことの意味…………… 木原万樹子
- 検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第2回）**
「法制審特別部会路線」との対決を鮮明に…………… 今井恭平
- 新刊|旧刊**『代読裁判―声をなくした議員の闘い』出版されました！…………… 林真由美
ヘイトデモの「カウンター」に対する弾圧について…………… 神原 元
- 法曹養成問題の新局面②** 理念に立ち返って対応策を考えよう…………… 正木みどり
- ロースクールの実情と法曹養成**
法曹養成制度改革に翻弄されてみました…………… 金井英人
重厚なテーマを軽快に描き、サクサク読ませ、深く考えさせる
―有川浩著「図書館戦争 図書館戦争シリーズ（1）」（角川文庫）に学ぶ…………… 津田二郎



アメリカの子ども③

高江スラップ訴訟 判決の問題点と今後の課題



1 高江ヘリパッド建設問題とは

沖縄県本島北部に位置する米軍基地の北部訓練場については、日米両政府が一九九五年に設置した沖縄に関する特別行動委員会(SACO)において、既存のヘリパッドを同訓練場の残余部分に移設することなどを条件に、同訓練場の過半を返還することとなった。しかし、新たに設置予定の六カ所のヘリパッドは、東村内の人口約一六〇人ほどの高江集落から二キロメートル以内の位置に、集落を取り囲むように配置する計画であったことから、住民を中心に反対運動が繰り広げられてきた。

その中で、県道からヘリパッド建設予定地へ通じる人口部分で、訪れた防衛局職員に対して住民が話し合いを求めるといふことも行われており、国がこの点について裁判を起こしてきたのが本件である。

2 裁判手続の経過

国(沖縄防衛局)は、二〇〇八年二月、高江住民ら二五名に対して、那覇地方裁判所に通行妨害禁止の仮処分を申立てをした。これに対して裁判所は、二〇〇九年二月、二名について通行妨害を禁止する仮処分決定を出した。その後、国は、この二名について通行妨害禁止の本訴訟を提起し

たが、地裁判決はこのうち一名について通行妨害禁止を命じるものであり、この判断は二〇一三年六月の高裁判決でも維持された。住民は上告及び上告受理申立をしたが二〇一四年六月三日、上告棄却、上告不受理決定がなされ、訴訟が終了した。

3 判決の問題点

① スラップ訴訟という実態を無視

この裁判は、反対運動の弾圧、威嚇目的で起こされた訴訟であった。住民運動に対する恫喝、弾圧目的の裁判は、スラップ(SLAPP、Strategic Lawsuit Against Public Participation)訴訟と呼ばれる。

国は全国から高江に集まる者の中からあえてほぼ高江住民のみを選別して最初の仮処分の申立てをしたが、その中には、ほとんど建設現場に足を運んだことのない者もいたし、妨害行為の日時、場所、態様の多くが特定されていない。そんなものであった。しかも国は、反対運動に関するブログや署名、コメントの掲載された新聞記事などの言論を大量に証拠として提出してきた。高江の住民を裁判の場に引きずり出し、その表現活動を監視し、言論活動を萎縮させるのが国の狙いだった。しかし、裁判所はこのような訴訟の本質には全く踏み込まず、「抗議・監視活動全般に対する萎

縮の効果が生じるとはいえない」(控訴審判決)と
いった実態とかけ離れた判断をした。

② 住民の抵抗や表現の自由の無理解

通行妨害の禁止命令が出た一名が工事現場で行ったのは、工事を行おうとした防衛局員と話し合
いの機会を持つとうとしたということにすぎない。
時間も短時間であり、暴力的なことは一切行って
いない。しかし、裁判所は、ゲート前に立ったと
いう点を捉えて「物理的方法により妨害」(控訴審
判決)したとし、国が「受忍すべき限度を超える」
(控訴審判決)と判断した。

高江で繰り返されているのは、何が何でも国
策を実現しようとする国家権力に対して、これに

より生活が脅かされる住民の非暴力の抵抗という
構図である。圧倒的に力を持っているのは前者で
あるから、住民の抵抗は非暴力である限り尊重さ
れなければならない。そのことを保障するのが表
現の自由のはずである。

しかし、判決は、そのような国家権力と住民と
の関係性を無視し、「ゲート前に立った」という点
だけを切り出して形式的な判断をしたにすぎな
い。国家権力と住民の関係や表現の自由の重要性
について全く理解がなかった。

4 今後の課題

住民の抵抗が続く中、建設予定の六つのヘリパ

ッドのうち二つは二〇一四年七月時点で完成して
しまった。七月からは名護市辺野古の新基地建設
の工事も始まり、建設予定地のキャンペーンシュワブ
のゲート前での反対運動、海上でカヌー隊の反対
運動が繰り返されている。

安倍政権は沖縄の基地機能強化を徹底する政
策を強行に進めており、反対運動の弾圧は日に日
に強まっている。

沖縄の住民がなぜ新基地建設に反対するのか、
どうしてそれが尊重されなければならないのか、
この点は裁判所で理解されなかったが、落胆せず
全国に向けて発信し続けていくことが重要であ
る。

なぜたたかえるのか

ヘリパッドにいらぬ住民の会 伊佐 真次

テーマが「高江スラップ 今、ど
んな思いか」ということですが専門
的なことは喜多自然先生にまかせ
て、どうして基地問題があるのか、
反対運動があるのか暮らしのなかか
ら思いを綴りました。

○戦争、基地と

隣り合わせの日常

沖縄がまだドルを使っていた頃に
私は生まれた。親戚から一ドル入っ
たお年玉袋を渡されたときは「えっ、
こんなに貰っているの？」って感じ
だった。ペルー帰りの親戚で、もう
すっかり顔は思い出せないけどいつ
もご馳走を土産にもってきた。ペル

ー風かどうかわからないけど変わっ
た料理を作ってくれた。まわり
の大人たちとどこか違うと子ども
ながら感じていた。我が家は九人家
族。両親と祖母、六人兄弟(五番目
が私)で、両親は共稼ぎ、祖母は夫
と長男、次男を戦争で亡くし三男と
妹二人が生き残った。三男が私の父
である。

長男次男を亡くした祖母は父を
可愛がり、妹たちとランクの違う食

事をだしていた、と叔母は愚痴をこぼしていた。

近所にアメリカ製の食品を売るおばあさんがいた。どこで仕入れてくるのかわからないけどアメリカの食品を母が買っていた。腹を空かせた少年は粉ミルクを水で溶かさずビンに指を突っ込んでしゃぶって食べたり、食器棚の上に置かれていた「強力わかもと」を学校から帰るとおやつ代わりに食べていた。ベトナム戦争真っ盛りでB52という大型爆撃機の垂直尾翼が嘉手納飛行場の高い塀を超え見えていた。ここがベトナムへの出撃基地となった。家の一口先の空き地に米軍ヘリが故障か何かで緊急着陸したのを父と見に行ったこともある。幼い頃の海は、泳ぐというより恵みの海であり、味噌汁などの具の宝庫だった。しかしそこには米軍の通信施設があり、浜の陸側には金網が張り巡らされることはできない。満潮になると金網に沿って帰るしかないのだ。

祖国復帰運動が盛んになり小学一年のとき歌唱コンクールの学級代表

になつて歌ったのは「日の丸の旗」という歌だった。もちろん先生が選曲したもので「白地に赤く日の丸染めてああ美しい日本の旗は」という歌詞でそこまでしか覚えていないけど調べてみたら二番まであって、発表当時は「ああ勇ましや」が戦後改訂版では「ああ美しや」に変わっている。ので改訂版を歌われたのだろう。テレビのニュースもデモの様子を流していて先生たちも参加していたのだろうな。

八七才で他界した祖母は戦前から戦後苦労して生きてきて気も荒かったようだ。テレビのレスリング番組をリングサイドで観ているかのよう外人レスラーに罵声を浴びせていた。そんな性格の彼女は天皇の番組「皇室なんちゃら」で昭和天皇の顔が映ると「クスマイテンノー」とよく言っていた。直訳すると「糞する天皇」だが「クソツタレ」という意味でいいと思う。お国の為にたたきたい、夫と息子、親族を奪われ帰ってきたのは石ころだけである。テレビに石を投げつけたいくらいだろう。

と、まあこんな家族の戦争体験を聞きながら少年時代を過ごしているが、沖繩では珍しい話でもない。お年寄りの話す「命どう宝」「いくさやならんぞー」(戦争はだめだよ)は沁みこんでいるようだ。

○基地建設反対

―暮らしの中からの思い

一九七二年、日本復帰となるが

「核抜き本土並み」は守られず、今も米軍基地は居座るところか二〇〇年対応の新基地を沖繩に押し付ける計画だ。戦後の米軍による「銃剣とブルドーザー」で土地を奪われたのとは違い日本政府が反対する県民の声もきかず権力の限りをつくし問答無用で基地建設を進めている。

米軍機による騒音被害、墜落事故、米兵犯罪を子々孫々受け入れるというのだから、抵抗しないわけにはいかない。国の基地建設に対する我々の抗議は非暴力を徹底している。抗議というよりも説明を求めているだけである。国は住民に納得い

く説明を避けて解決の場を司法に委ねた。住民が安心して暮らせるよう、子どもは良い環境で成長してほしい、豊かな自然を壊してほしくない、戦争は嫌だと声をあげただけで裁判所に出頭しなければならぬなんて納得できない。国策にかかわる重大な問題で日米安保体制の維持のためなら刃向かうやつは処分してやる！という感じか。そんな脅しに沖繩県民は負けません。

日本国憲法には、国民は平和のうち生存する権利があり日本は武力をもたないと宣言している。

高江のスラップ裁判を受理し審理せよという署名を、東京の若い人たちが中心になって集めた。五万人以上の賛同を得たが、裁判所は上告棄却、不受理とした。同チームは最高裁前で抗議集会を開き「裁判所は勉強しろー」と訴えたいらしい。同感である。これからのタタカイはスラップ裁判を起こさせない運動を広げていくことかな。(二〇一四・八・一八)

最高裁判決の課題

両親を傷害致死罪の共犯として裁くことの意味

大阪 木原万樹子

1 平成二六年七月二四日 最高裁第一小法廷判決

「市民感覚じゃないんですか。」

量刑については、大きく報道されたところだが、七月二四日、最高裁判所は、第一審裁判員裁判による懲役一五年の判決を破棄し、虐待をしたとされる父親に対し、懲役一〇年、母親に対し、懲役八年の判決を下した。

この判決後、私が、無罪が認められなかったことを残念に思う旨を述べ、帰ろうとしたところ、報道陣から「第一審が破棄されたことについては、どう思うか」といった質問があった。これに対し、私が（破棄は）当然といった趣旨の発言をしたところ、記者の一人から、冒頭の言葉を浴びせられたのである。

しかし、本件は、父親による暴行という行為の結果、三女を硬膜下血腫にもとづく脳腫脹によって死亡させたという事案である。実行行為の分担共同がない母親に対し、傷害致死の罪責を問うのであれば、本来、同人を共謀共同正犯に問う得るのかという点こそ、判断されなければならなかった。

被告人ら夫婦には、今回亡くなった三女の外、三人の子どもたちがいる。本件の第一審判決は、虐待事案に対する社会的非難の暴走そのものだ

が、他方で、三人の子どもたちが母親と過ごす時間を奪ったものである。最高裁判所には、この点こそ見直してほしかった。

本件は、死因等についても、医師の判断がわかれている等、論点が多くあるところだが、紙面の都合上、私が担当した母親の共謀の有無についてのみ、問題提起し、前記最高裁判決の報告とさせて頂く。

2 本件実行行為の「共謀」

いうまでもないことだが、共同正犯には、実行行為の分担共同が必要であるのが原則であり（刑法六〇条）、共謀共同正犯としての罪責に問うためには、共謀、すなわち、特定の犯罪行為に向けられた共同意思が必要となる（最大昭和三三・五・二八判決）。

しかし、本件三女の死に結びつく暴行行為について、被告人らの謀議を裏付ける証拠は、一切存しない。母親は、三女を死に至らしめる当該暴行には関与しておらず、かつ、本件犯行の認定根拠とされた父親の調書によっても、「私（父親）が三女の頭を平手で殴りつけた際、妻もリビングのソファに座っていて、私が殴った場面を見ていたと思う」とされているに過ぎない。

前記父親の調書の任意性・信用性は争いのある

ところだが、この点をさておき、同調書にもとづいた事実認定を行うとしても、当然のことながら、母親がトイレに立つなどして、本件暴行時、席を外しており、共謀の前提を欠くことも考え得る。

しかも同調書は、母親が、コンビニで買って来たラザニアまんや菓子類を広げ、父親に対し、三女に食べ物を分けてあげるよう頼んでいる経過も明らかになっている。特別三女に注意を払っていた訳ではなく、むしろ、三女は父親にまかせ、乳飲み子である四女を含めた他の三人とやり取りをしていたことが見て取れる内容なのである。

加えて、前記調書は、被告人兩名が特に三女の行動等を問題視するなど、父親が何らかの行為に及ぶ可能性を示すような状況は一切記載されておらず、まさに父親が突発的に平手で叩いた状況を示している上、本件暴行後、三女は泣き止んで寝てしまったとされており、本件暴行に加勢する様子も全くうかがい知れない。

要するに、本件暴行の根拠となった調書を前提として検討したとしても、母親について、本件暴行の共同実行の意思(刑法六〇条)を認めることは不可能なのである。

3 第一審、原判決の認定

では、第一審、原判決は、どのようにして母親

の罪責を認定しているのか、以下で検討を加える。

まず、第一審判決は、被告人らが「遅くとも平成二年春ころから、些細な理由で三女に暴行を加え始め、次第に暴行することへの抵抗感が薄まる中、互いの暴行が強くなっても何ら注意し合うことなくそれを容認するようになっていき、その結果、暴行の内容を互いにエスカレートさせていただけでなく、これと時を同じくして、三女に対するいわゆる保護義務をほとんど果たさなくなった」とし、平成二年一月二六日の本件暴行は「いつも見られる範囲内のもの」だったから、「暴行を加える意思を暗黙のうちに相通じ合っている中で、被告人A(父親)により現実化されたもの」(第一審判決二四頁)などと認定した。

そして、原判決は、第一審判決に付言し、「被告人B(母親)が三女に対する保護義務をほとんど果たしていなかったに等しいと評価することができる」(原判決四三頁)などとして第一審判決の結論を維持した。

しかし、刑法には、不保護罪、児童虐待罪ないし育児放棄罪と呼ぶべき罪が規定されている訳ではない。本来、他の暴行があったとしても、本件暴行とは一切関係がないのが原則である。

では、暴行という行為態様に加え、不保護の対象者である三女が被害者として共通しているとい

う点に着目すれば、本件暴行につき、「共謀」が成立する余地があるのだろうか。

この点、共謀について、東京高等裁判所昭和六〇年九月二〇日判決が、「各段階に分かれた謀議を併せて全体として一個の共同謀議が成立するためには、当然のことながら、各段階における謀議内容の間に同一性、連続性が保たれていることが必要である」と判示している。

すなわち、本件暴行につき、他の継続的暴行によつて、一個の共謀を推認して共同正犯に問うたためには、謀議内容の間に同一性、連続性が肯定出来なければならぬ。そのためには、継続的暴行と本件暴行との時間的間隔は勿論、各暴行における状況の変化を個別具体的に判断しなければならぬことになるのである。

しかし、原判決が、母親の継続的暴行認定の根拠としたのは、七カ月間で四回確認されたというアザらしきものに過ぎない。しかも、このアザらしきものの認定根拠とされたのは、任意性にも信用性にも争いのある親族の検察官調書に過ぎなかった。なお、前記親族らは、第一審の公判廷で尋問を受け、調書の内容を明確に否定している。

この他、第一審採用の市職員や隣人の各調書も前提としても、三女のアザの存在すら裏付けるものではなく、ましてや母親による暴行を根拠付けるものでは一切なかった。要するに、母親につい

て、「被告人両名がまさに一緒に暴行を加えたといえる」継続的暴行の存在すら疑わしいと言わざるを得ない。

判断のみを行ったのである。

4 最高裁判決の課題

見て来たかのような第一審判決の認定は、被告人B(母親)が被告人A(父親)とともに暴行を加えて、三女を虐待していたという決めつけの下、各証拠を有罪認定に有用な部分だけ拾い読みしたものと評価せざるを得ないのである。

にもかかわらず、最高裁は、母親の「共謀」の有無については検討を加えず、前記一記載の量刑

以上述べたとおり、本件で傷害致死罪の共謀共同正犯に問われた母親は、単に当該暴行の時に同席した可能性があるに過ぎない。しかし、この母親の罪責につき、前記最高裁判決は、量刑を軽くする理由として「実行行為に及んでいない」と一言だけ述べるに止まった。

本件最高裁判決が「市民感覚」の暴走を止めたという一点においては、評価されるべきだったとしても、あくまで暴行行為には及んでおらず、子育てに不器用だっただけの母親に対し、実刑を課す判断だったことは間違いない。裁判員裁判で看過された行為責任の実質を見直すことこそ、最高裁判所に求められることだったのではないかと。本件判決の残した課題は、大きい。

検証 「新時代の刑事司法」の背景と実像…第二回

「法制審特別部会路線」との対決を鮮明に

なくせ冤罪！ 市民評議会 今井 恭平

■「新時代の刑事司法制度」 答申案の評価をめぐる相違

本年七月九日、法制審「新時代の刑事司法制

度特別部会」答申案が公表された。あらかじめ予測のつく内容だったとはいえ、露骨なまでの権力拡張・抑圧志向に、あらためて怒りと嘆息を禁じ得ない。取調べ可視化や証拠開示制度の骨抜きと「司法取引」なる違法取調べの合法化や、盗聴捜査

の拡大などについては、すでに多くの指摘がされているので、同じ批判は繰り返さない。

ここでは、こうした特別部会の答申案に対する評価を巡っての、立場や思考方法の相違について、感じたことを書いてみたい。

私たち「なくせ冤罪！ 市民評議会」は、答申案が公表された直後、以下のような声明を公表した。「答申案」では、可視化は、わずか二パーセントに相当する裁判員裁判対象事件(と検察独自捜査事案)以外は、すべて警察・検察の恣意的運用にゆだねられるものとなった。これは、従来の(供述調書への依存)「自白強要」を残したまま、捜査側に都合のよい部分可視化によって、新たな冤罪の温床を増やしたに過ぎない」

一方、特別部会委員であった周防正行氏は、八月二日付『朝日新聞』のインタビューで「二パーセントの可視化にとどまったのは不満だったのではないか」との記者の質問に対して、次のように答えている。

「対象事件は限られていても録音・録画は取り調べの全過程でなければならぬんだということが法律で決まることの意味は大きい」「事件数では二パーセントだけど、法律で全過程の録音・録画が原則だと定めることで恣意的な運用を許さないという意味では、大きなクサビを打つことができたと「将来に向けて、全事件での録音・録画の第一歩だと考えています」。

私たちは、二パーセントにすぎないことは、残り九八パーセントは従来どおりの密室取調べであり、同時に捜査当局にとつて都合の良い部分だけの一部「可視化」は進行していく*（脚注）のだから、冤罪の危険はより強くなると指摘し、周防氏は部分可視化の危険性に警鐘を鳴らすゆえに、全過程が前提となっていくことに期待し、一歩前進と評価されている。一見対立する見解にも見えるが、私は同じことを別の側面から指摘しているものと理解した。

要は、今後の実務上の運用によって、どちらの方向にも行きうる可能性が否定できないということである。問題なのは、どちらに向かうかは、直

接関係する捜査当局や司法関係者のみならず、私たち市民やマスメディアが、引き続き関心をもって監視し続け、異議をとえ続けるか否かにかかっていることだ。

その意味で、周防氏や村木厚子氏らの民間有識者委員が、七月九日当日、答申案に賛成票を投じざるを得なかった苦汁の経緯を記者会見で明らかにしたことは、評価されるべきだ。もちろん、他にとるべき道があったのでは、という気持ちも残る。盗聴法や司法取引などを一括採択したことは理解できないし、はたして周防氏が前記のインタビューや記者会見で述べたように「私が辞任して良い展開になることはない」と言い切れるのか？ はつきりしているのは、たとえ周防氏らの少数派が反対に回ったとしても、今回の答申案は採択されていただろうと言うことだ。つまり、これ以上悪くなりようはなかったのである。したがって全会一致で承認される形が良かったのか、批判票があったことを記録にとどめ、今後の法案の国会上程などの過程でのたたかいに備える、という考え方もあったのではないかと思わざるを得ない。

■「四〇点でもゼロよりまし」と言い切った日弁連執行部

私たちは、当初から「冤罪を生まない司法改革

のためには、冤罪被害者自身の声を各委員が直接に聴く場をもつべきだ」と主張し、布川事件の桜井昌司氏らを先頭に、法制審への要請を何度も行った。また日弁連執行部に対しても、二度にわたって村越会長との面談を行い、六月三日には、足利事件、布川事件、志布志事件や痴漢冤罪の当事者を加えた七名の冤罪被害者から、特別部会の答申には、明確にNOを表明して欲しいとの要望が伝えられた。しかし村越会長は「四〇点でもゼロよりは前進」と曖昧な表現ながら賛成投票を示唆し、出席した冤罪被害者たちの失望を買った。

このような視点に欠落しているのは「新時代の刑事司法制度」とは、たんなる視野狭窄や不徹底ではなく、「冤罪をなくす司法改革」とはまったく別の目的のための改革案であることだ。

彼らのいう新時代とは、憲法など閣議決定一つで、どうにでもなる（どうにでもする）という「新時代」であり、それに対応した刑事司法制度だと考えれば、盗聴法拡大や司法取引が一体である意味も判読できる。

法制審の提示するこうした路線の本質を見極め、暴露していかなければ、あれこれの些末な技術的論議にかまけて、その範囲内で一歩前進か、四〇点か八〇点か、という枠内に取り込まれる。これでは、たたかう前に負けているのである。

■冤罪防止基本法の制定を！

ここまでで、与えられた誌面があらかた尽きた。私たちが今後の運動の中でとくに強調してきたい点を、最後に走り書きしておく。

言うまでもなく、可視化や証拠開示だけが実現しても、冤罪はなくなるしない。

法制審路線との対決にとどまらず、冤罪を「防ぐ」なくす「被害者の救済を充実させる」といった全てを視野に入れた改革（冤罪防止基本法）を準備し、提唱していかなければならない。その中には、冤罪原因調査第三者機関の設置、再審法の整備、検察官上訴の禁止あるいは制限、人質司法（代用監獄）廃止、冤罪被害者への救済制度などが含まれてくると考えている。

＊（脚注）八月二〇日『東京新聞』朝刊（共同通信配信）によれば、北海道、栃木、茨城、富山、京都の五府県警が、今年度から裁判員対象事件の全過程可視化の試行を開始し、すでに実施している八県警と合わせて二三となった。また埼玉、奈良、和歌山の三県警が今年度中の試行開始を決めた。同時に全国の警察で調書の読み聞かせ場面などに限定した一部可視化をすでに試行している。

〈なくせ冤罪！市民評議会〉

「東電OL事件」を支援してきた市民グループ（無実のゴビンダさんを支える会）が、再審無罪確定後、司法制度総体の改革を目標に掲げ、個別支援の枠を超えた冤罪防止の市民運動を提唱。布川事件、袴田事件、大崎事件をはじめとする支援者らが賛同し、二〇一三年六月「なくせ冤罪！市民評議会」を設立。「今こそ、市民が司法を変えるとき」を合言葉に冤罪を生む現行司法制度の改革を訴えて活動している。

〈筆者〉今井恭平（いまいきょうへい）

ジャーナリスト。冤罪事件を主要なフィールドとして取材・執筆している。著書に、『クロカミール著『死の影の谷間から』（ともに現代人文社）。編著に『ナラクーゴビンダ・マイナリ獄中日記』（希の樹出版）など。『冤罪File』に冤罪事件のレポートを多数寄稿。

なくせ冤罪！市民評議会・理事。

青法協弁護士学者合同部会設立40周年記念誌

人権の砦として

—弁学合同部会40年の軌跡—

それぞれの時代の部会に属した諸先輩の生き生きとした活動が豊富に語られ、過去40年のさまざまな教訓が惜しみなく盛り込まれています。

本記念誌に綴られた青法協の歴史と会員の活動は、その一つひとつに、憲法の平和的・民主的条項擁護の旗を高く掲げ、人権侵害の被害者とともにあってその救済をはかり、新たな課題に果敢に挑戦するという青法協の“魂”というべきものを教えられる、人権活動に取り組む弁護士・研究者必携の書です。

●お支払方法：郵便振替（手数料はご負担下さい）●後払い

青年法律家協会弁護士学者合同部会
TEL. 03-5366-1131 FAX. 03-5366-1141 e-mail bengaku@seihokyo.jp



人権の砦として
—弁学合同部会40年の軌跡—

B5版・280ページ
定価2,500円（税込）

『代読裁判—声をなくした議員の闘い』 出版されました！

岐阜 林 真由美



多くの会員のみなさまにもご支援いただきまし
た「中津川市における発声障がいをもつ議員への
いじめ損害賠償請求事件（小池事件）」は、事態発
生からおよそ一〇年を経て、二〇一二年五月二日
の名古屋高等裁判所判決が確定して一応の終了と
なりました。このたび、この長年の闘いを記録し
た本が完成、出版の運びとなりました。

◆事案の概要

二〇〇二年、岐阜県中津川市議会議員（二期目）
の小池公夫さんは、下咽頭がんが見つかり、がん
を切除する手術を受けました。声帯まで大きく切
除する手術のため、術後は発声ができなくなりま
した。その後の経過は、議会の対応により次のI
からIIIの時期に分けられます。

I 二〇〇三年四月の選挙で小池さんは二期目
の当選を果たしますが、当選後最初の議会での発
言について、議会運営委員会から「発言は自らの
声でなければならぬ」と言われ、職員による代
読等での発言を認められないという、信じられな
い対応を受けました。

II 二〇〇四年九月、一万数千の陳情署名を付
して議会への申し入れをした結果、パソコンの音
声変換ソフトを使うことを条件に発言が認められ
ました。小池さんがパソコンを使えないことを知
った上での嫌がらせであったようです。

III 二〇〇五年二月、岐阜県弁護士会は、小
池さんからの人権救済申立に対し、「中津川市議
会は代読による発言を認めよ」との勧告を行いま

した。これを受けた議会は、「事前準備のできる一
般質問はパソコンを使い（原稿入力）は議会事務局
で行ってもよい）、再質問や委員会での発言は代
読でよい」という「折衷案」を決定しました。これ
まで様々なこじつけの理由でパソコンに固執して
きたため、引っ込みがつかなくなったようです。

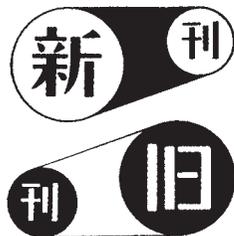
「折衷案」を受け入れれば、発言自体は可能と
なります。しかし小池さんは、発言方法（障害補
助手段）を他人に決められることが納得できず、
これに自ら従うことがどうしてもできませんでし
た。あくまで代読での発言を求め続け、拒否され
る状態が続きました。

二〇〇六年二月、二期目の任期も終わりに近
づいたことから、事態打開のためついに訴訟提起
となりました（市及び議員ら個人に対する慰謝料
請求）。

◆裁判所の判断

本件の主な争点は、①議会内での発言方法を巡る紛争が法律上の争訟にあたるか、②議会の決定が議会の自律権にもかかわらず国賠法上違法となるか、③議会の行為が小池さんの権利侵害にあたるか、とりわけ発言に物理的支障のなくなった前記Ⅲの時期について権利侵害が認められるか、といったものでした。小池さんが裁判所に最も希望していたのも、このⅢの時期の権利侵害、つまり発言方法を決めるのは障害者自身であることの認定でした。

一審判決(岐阜地裁二〇一〇年九月二日)も控訴審判決(名古屋高裁二〇一二年五月二日)も、法律上の争訟性や議会の行為が違法たりうることは認め、Ⅰ・Ⅱの時期(二審はⅡの時期のみ)を違法として原告の国賠請求を認めましたが、Ⅲの時期については「発言に格別の支障はなくなった」として権利侵害を認めませんでした。



原告や弁護団としては、この点は大変不服でしたが、控訴審が詳細な事実認定の上慰謝料を三倍に増額したことから、事件の重大性が認識され

たと評価できることや、障害者に対する配慮義務(健常者の場合とは異なる配慮が必要である)を明文で一定認めているということを重視し、後述のとおり障害者の意思疎通方法選択の権利は立法により実現できたということもあり、上告しないこととしました。

◆本書の出版

本書は、この事件に初期からかわり、惜しみなく支えてくださった二名の学者(川崎和代大阪夕陽丘学園短大教授、井上英夫金沢大名誉教授)の編によります。コンパクトながら充実したその出来栄えに、「川崎先生、さすがー!」と思わずにいられません。個人的には、弁護士二年目から九年間にわたり関わり、初期には小池さんに弁護士会への人権救済申立を唆したという点でも特別な思い入れのある事件ですので、このような立派な記録が残ることを大変喜んでおります(執筆には名を連ねていませんが、某氏の文章は私が起草した陳述書ほほそのままなので、実質的には執筆したといえるし)。本件に関わり、支えてくださった方々、心の中で応援して下さった方々、知らないけど興味のある方々に、ぜひ手に取っていただきたいです。

近年の障害者基本法改正の中で、本件が直接的

契機となって、障害者の意思疎通の方法についての選択権が明記されました(同法第三条第三号)。今後の事件では、この規定を無視できないこととなります。本件が障害者の権利確立のために貴重な貢献をしたと言えます。本書は、このような本件の運動(仲間からの裏切り等悪戦苦闘含む)・世論形成についても記録され、様々な人権の問題に取り組みみなさまの参考になると思います。

また、前述の訴訟上の争点についての学者等意見書を基にした論文も充実しており、議会内の紛争や障害をもつ人の人権についての事件に取り組みみなさまにも役に立つものと思います(執筆者は、川崎・井上両教授のほか、小林武沖繩大学客員教授、岡田正則早稲田大学大学院教授、川島聡東京大学客員研究員、植木淳北九州市立大学准教授、竹下義樹弁護士などです)。

良い本ができましたので、ぜひ多くの皆様にお読みいただきたいと、紹介いたします。

『代読裁判―声をなくした議員の闘い』

川崎和代・井上英夫編著

法律文化社発行 定価二五〇〇円+税

(法律文化社ホームページから注文いただけます)

◆本の問い合わせ先

法律文化社(〇七五―七〇二―一五八三〇)

ヘイトデモの「カウンター」 に対する弾圧について

神奈川 神原 元

1 「カウンター」に対する弾圧の始まり

「青年法律家」でもくり返しお伝えしているとおり、在特会（在日特権を許さない市民の会）による、所謂ヘイトスピーチは、反対市民の活動である「カウンター」の活動によって、大幅に抑え込まれてきた。しかるに、今年に入って、大阪府警が中心になって、カウンター勢力に対する「弾圧」とも言うべき事件が連続している。

皮切りになったのは四月一五日、大阪府警による、大阪のカウンター団体元代表の逮捕であった。彼は在日朝鮮人であったが、大阪府警は彼を生活保護受給を理由として詐欺容疑で逮捕し、その後三か月近く勾留、さらに、同年六月四日、ツイッターによるレイシスト団体の構成員へ脅迫の疑いで逮捕したのである（ただし、この件は起訴されなかったようである）。

そもそも、本件で、不正受給についてはすでに全額返還済みだったというのであるから、逮捕・起訴に至ったこと自体驚きであるが、さらに驚きは、逮捕を報じる報道である。生活保護の不正受給と「カウンター活動」とは無関係であるが、テレビ・新聞などで「カウンター団体元代表」との肩書き付きで大々的に報道された。警察は、あえてそのような情報を報道機関に流し、逮捕の様子を撮

影させたものと思われる。日頃、「在日朝鮮人の多くは生活保護を不正に受給している、それが在日特権」だ、と宣伝している在特会はさぞ喜んだに違いない。

2 「男組」の逮捕

次に私を驚かせたのは、七月一六日の、男組メンバー八人の一斉逮捕劇である。被疑事実となっているのは、昨年一〇月に大阪で発生した「集団暴行事件」とされる。しかし、実際には、「男組」のメンバーがレイシストを取り囲み、「ヘイトは止める」等とデモへの参加を止めるよう迫った事案に過ぎなかった（ただし、多少の身体的接触があったことは否定できない）。

しかるに、大阪府警は、この日早朝、東京まで捜査員を派遣して男組メンバーを「暴力行為等処罰に関する法律違反」容疑で片っ端から逮捕したのみならず、被逮捕者らの居宅など関東地区、中部地区など全国一〇カ所を一斉搜索をかけたのである。さらに、逮捕の現場に報道機関を呼び、逮捕場面や事件当時の映像をテレビで大々的に放映させた。これは明らかに「カウンター＝悪」というイメージ作りのための演出であった。

男組は「しばき隊」よりやや年齢が若い。「俺は元右翼」と言う血の気の盛んな若者も多く、私は

彼らに深い愛情を感じるとともに、その「若さ」を時に心配していた。実際、リーダー格一名は、前年の一月に発生した傷害事件で逮捕・起訴され、二月に執行猶予判決を受けていた。

なるほど、この事案、相手との身体的接触は皆無でないから、暴行といえなくはない。しかし、刑事事件とするにはあまりに軽微な犯罪であり、しかも、現場には警察官も臨場していたのだから、本来、二月の判決の際、余罪として一括処理することが可能な事案であった。しかるに、大阪府警は、このような事案にも拘わらず、任意の呼び出しもせず、マスコミを連れて八人をいきなり逮捕、さらに一斉ガサ入れの暴挙を行ったのである。

3 度重なる弾圧

これほどではないにしても、カウンターに対する弾圧は、これまでも全国各地で報告されていた。一つは、大阪鶴橋での差別街宣に対して抗議のプラカードを上げさせず、肉声の抗議すら警察が規制したという事例である。カウンター勢は「通行人の邪魔だ」等として歩道に立ち止まることを許されなかったという。

二つは名古屋の事例で、在特会からの暴力を受けた者が警察に被害届けを出すと、被害者であるのにくり返し呼び出され、カウンター組織につい

てくり返し尋問を受けたという事例である。

三つは、東京であり、今年に入り、一月一八日に一人、五月二五日に西川口で一人、七月六日に東京の早稲田で一人、カウンターが逮捕されている。事情はさまざまであるが、共通するのはいずれも軽微犯罪で逮捕の必要性などが大いに疑問のある点である。

さらに、今でも、カウンターの中には以前の事例についてくり返し警察に呼び出しを受けている者があり、これからも逮捕者が出るのが予想される。

4 逮捕事案での取り組み

大阪府警による男組逮捕の事案では、私は大阪に入り、一晩で六人に面会し、方針を話し合った。軽微事案であるので、外形的事実はずわらず、むしろカウンターの正当性、正義を前面に打ち出して検察官を説得する方策を中心においた。担当検事は大阪検察庁特捜部の所謂「フロッピー偽造事件」(前田検事事件)を告発した塚部貴子検事であった。大阪パブリック事務所を中心に急遽集まってくれた若手の弁護士たちが奮闘してくれ、うち三人については勾留請求を却下させる成果をあげた。私は東京に帰ると、しばき隊(現CRAC)が中心になって、全員釈放のためのネット署名を始め

た。キャンペーンでは、「男組のメンバーは、文字通り体を張ってレイシストたちを止めに入り、コリアンタウンの人びとを守りました。男組がいなければ、コリアンタウンの人びとは京都朝鮮学校の子どもたちと同じ被害を受けていたでしょう」と訴えた。七月二〇日、大阪で、反レイシズムの祭典「仲良くしようぜパレード二〇一四年」が開催された。男組のメンバーはここでも支援を呼びかけ、多くの賛同署名が集まった。最終的に、署名は四〇〇〇筆を越えた。

七月二五日、一部の者について略式罰金処分があったものの、男組のメンバーは全員釈放された。男組は、ホームページで、「ヘイトデモが大手を振って歩く社会にしないために、男組はこれからも『非暴力超圧力』のスローガンの下、反レイシズムのフロントに立ち続けます」と声明をあげた。

5 今後のたたかいへの参加の要請

カウンターへの弾圧はまだまだ続くと思われる。私は自分の力に限界も感じている。これからは、多くの方に「在特会と闘うカウンター」への連帯を呼びかけたい。この文書が「青年法律家」に掲載される頃には、また、メーリングリストで呼びかけを行うつもりである。是非、一緒に闘ってくれる人集まって欲しい。

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」②〉

理念に立ち返って対応策を考えよう

大阪 正木みどり

1 司法制度、法曹養成制度の理念

法曹養成問題の「新局面」シリーズだが、私は、今の局面に対する視点の一つとしてあえて歴史を振り返りたい。戦後の司法制度は、戦前の司法に対する反省を踏まえてできた。弁護士自治も弁護士法一条もそうである。「入り口での法曹一元」とも言われる、統一試験・統一修習として法曹養成過程が制度設計された。司法試験は誰でも受けられる開放的で平等・公平な試験であり、司法修習は国が責任をもって法曹を養成する制度で（給費制で、国家公務員に準じる立場）、最高裁の下にあるとはいえ法曹三者が一緒に（統一して）養成を担うもの。前期修習・後期修習は、全国の司法修習生が一堂に会して知り合い交流。全国の弁護士・弁護士会が、主に実務修習の場を通じて、弁護士志望者だけでなく裁判官・検察官志望者にも働きかけ養成することを担保する制度だった。これらの理念の重要性を今、考えるべきではないか。

2 弁護士人口の激増、就職難、法曹志望者の激減など

弁護士人口は二〇〇〇年三月末の一万七二二六二人から二〇一四年三月末は三万五〇四五人と、二倍超に激増。他方、弁護士の所得は激減。国税庁の統計では、例えば事業所得年間七〇万円以下の人数が二〇二二年には五五〇八八人（申告者二万八二一六人の約二〇パーセント）に達している。これを反映して、就職難は悪化の一途。司法修習終了者の一括弁護士登録日の未登録者数は年々増え続け、昨年は五七〇人にも（任官者、任検者を除く二回試験合格者の約三割）。登録しても就職できたとは限らない。ノキ弁、即独の言葉も既に定着。就職しても、苛酷な労働条件、短期間での退職や勤務先変更、登録替え、請求退会も増加。法曹志望者は激減。法科大学院の適性試験の志願者数は、約五万人（二〇〇四年）から四四〇七人（二〇一四年）と二〇分の一以下に。入学者数も、五七六七人（二〇〇四年）から二七二二人（二〇一四年）に。入学者数は二〇〇〇人を切っていくだろう。二〇一四年の法科大学院の定員充足率は六割を切り、六七校中六二校（九一パーセント）が定員割れ。四四校は入学者が定員の半数に満たず、一〇人未満が二八校。設立した七四校中二〇校が募集停止を決定。今や、限定された地域の限定された法科大学院に集中。司法試験に合格しながら司法修習辞退者の数も増加。有為の人、多様な人が法曹を希望しない。法学部の不人気化も著しく、裾野自体がやせ細っている（日本の法科大学院制度は、日本には大学に法学部があるのに、法学部のないアメリカのロースクール制度を、木に竹を継ぐように上乘せしたもの）。研究者養成

も困難となっており、実務を批判的に検討する研究者が養成されなければ、実務追従ばかりになってしまう。

3 法科大学院制度による多様性の喪失

法科大学院修了を司法試験の受験資格とされたために法曹志望を断念する者の存在を、真正面から考えるべきだ。断念の要因は、経済面・時間面だけではなく、法科大学院に通えない居住地、仕事、家庭責任（扶養義務、育児、介護）、家族との同居等）、身体条件、学歴など、さまざまな要因がある。法科大学院に通うことのできる階層・出身・立場の者しか法曹になれない事態をもたらす、そのような法曹（当然、弁護士だけでなく裁判官、検察官も）によって担われる司法のあり方に悪影響を及ぼす。従前の制度は、いつでも、どこに居住していても、どのような学歴であれ、働きのながらも家庭責任をこなしながらでも、司法試験を受験することができた。

法曹志願者の減少は、多様性の喪失、有為の人材を引きつけられない、母数の少数化（選抜機能を失う）等々、司法を担う「人」の面から司法制度を危機的状況に陥らせる。端的にその問題要因を解消すべきである。法科大学院修了を受験資格とすることをやめる。法学部を充実させる（他学部

出身者や社会人は希望があれば学部編入を認める）。合格者数を現状より直ちに大幅に減少させていく（まず一〇〇〇人程度を目標に、速やかに開始。当面は段階的になるだろうが）。司法修習を法曹養成の中核とし、給費制を復活させる（多様・有為な人材が法曹を志す上で、また公的使命感を自覚する上でも必要な制度的担保。貸与制導入が法曹志願者の急減に拍車をかけている）。充実した司法修習できちんと研鑽させる。前期修習・後期修習を統一的に実施。受験資格の制限撤廃を実現できるまでは、予備試験が開放性、公平性、多様性を保つ上で必要不可欠であるから、予備試験に制限をもうけるべきではない。

現在の司法修習生は前期修習が無いきなり実務修習、後期修習も選択修習とのたすき掛け。実務修習につく前に前期修習を行うことは、実効性ある実務修習を行う上で必要不可欠である（法科大学院で前期修習に代わる教育はなされていない）。二〇一四年九月合格発表の六八期から、二二月に約三週間の導入的集合修習が始まる。その内容を注目したい。ただ、たすき掛けは残るので、分野別修習（実務修習）がさらに短縮される。合格者数を一五〇〇人以下にすれば統一的に前期修習と後期修習を実施でき、分野別修習（実務修習）も二ヶ月ずつできる。一年に短縮されただけでも短すぎるのに、修習専念義務の緩和（給費制

を復活させずに、六七期から一定のアルバイトの容認という誤った方策が取られた）などは本末転倒。司法修習生は全国すべての都道府県に実務修習で配属され、実務修習地やその近辺で弁護士登録する例も見られ、重要な「地域での法曹養成機能」を果たしてきたことも指摘したい。

法科大学院志望者の激減に対して、司法試験を法科大学院に合わせよとの主張もなされている。逆さまである。法科大学院のために司法試験があるのではない。司法試験は「法曹となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を判定すること」を目的とした試験である。日本は成文法の国であり、司法試験で法律知識を問うことによる学習誘導機能がある。幅広い知識を修得しておくことが応用力のための最低限の土台である。

4 「法曹有資格者の活動領域の拡大」等をめぐる動き

「法曹有資格者」という言葉は、明確な定義もなされずに使われている。「法曹有資格者」という「資格」はない。司法試験に合格し司法修習を終了しても弁護士登録できないまま活動する者を「法曹有資格者」と言うのであれば、「法曹」ではない。「法曹有資格者の活動領域の拡大」という表現で、あたかも「法曹の」需要があるかのように描き出すことはミスリーディングである。司法試験に合

格したが司法修習をしなかった者まで「法曹有資格者」と言うのであれば、一層、問題である。「法曹有資格者」という紛らわしい概念を使うことは、弁護士概念・アイデンティティがゆらぎ、日弁連・単位弁護士会への強制加入制と弁護士自治への影響、弁護士法七二条問題など、さまざまな問題をはらむ。

日本には全国に法学部があり、長年に渡って、

幅広い分野に一定の法的知識・素養をもった人材を輩出してきた。「法曹有資格者」について「企業法務、地方自治体、福祉分野、海外での活動領域の拡大など」と言われるが、いずれの分野も、法曹資格が必要な領域ではない。法科大学院という参入障壁となっている制度を経由させる必要性は全くない。法学部の教育課程で対応すべき分野であり、法曹とは役割分担することで充分な分野で

ある。

【追記】この九月九日発表の司法試験結果(六八期予定)は、合格者数一八一〇人と前年比二三九人減だった。予備試験合格者は二六三人(対受験者合格率六六・八パーセント)、法科大学院修了者は一六四七人(同二・二パーセント)。

法曹養成制度改革に 翻弄されてみました

あいち 金井 英人

1 はじめに

はじめまして、あいちの六六期の金井英人と申します。まだ弁護士としては一年目で、職務に慣れるため日々努力をしているところです。

私が司法試験の受験勉強を始めたのは二〇

〇一年で、大学三年生の頃でした。そこから二

〇二二年に合格するまでの間、司法試験の受

験制度は、法曹養成制度改革により目まぐる

しく変化しました。二〇〇四年に法科大学院

が創設され、二〇〇六年から新司法試験が開

始、二〇一〇年には給費制廃止の一年延期、二

〇一年には試験構成が変更され、また、同年給費制が廃止されました。

当然、勉強を始めた頃にはこれほど制度がふらふらと変化するなどということは考えてもいませんでした。以下では、そんな風に制度改革に翻弄され続けた私の約一〇年間に渡る新旧両試験の受験生活を振り返ってみたいと思います。

2 当初の受験勉強

旧司法試験の受験勉強は、ダブルスクールが基本であり、大学に通う傍らで、いわゆる司法試験受験予備校の授業を受ける、というのが一般的な形でした。

司法試験予備校の学費は決して安いもので

ロースクールの実情と 法曹養成

結果、私は法曹になるために法科大学院への道を進まざるを得なくなりました。あの時の強烈な挫

ばよし、できなければ高い学費を払って数年間法科大学院に通わなければならぬ、という岐路に立たされました。この時点で、金銭的な理由で法曹になる夢を諦めた友人は多数いました。

生活をも直撃します。私は、授業料半額免除と奨学金でなんとか乗り切りましたが、借金は残りました。

それはばかりか、法科大学院の高額な学費は生活をも直撃します。私は、授業料半額免除と奨学金でなんとか乗り切りましたが、借金は残りました。

自分の人生にとって法科大学院とは何だったのか、その納得のいく意味付けを自分自身で考えなければならなくなりました。何かし

きなければ法科大学院に行つた意味がなくなるといふ現実にとつとつ直面しました。

私を含め、受験生の間では、この増員の波に乗れなければ法科大学院へ行くしかない、という認識の人が多数いました。合格できればよし、できなければ高い学費を払って数年間法科大学院に通わなければならぬ、という岐路に立たされました。この増員の波に乗れなければ法科大学院へ行くしかない、という認識の人が多数いました。合格できればよし、できなければ高い学費を払って数年間法科大学院に通わなければならぬ、という岐路に立たされました。この時点で、金銭的な理由で法曹になる夢を諦めた友人は多数いました。

法科大学院での講義がためになるものであることは否定しません。しかし、法科大学院での学習のうち、司法試験に直接役立つものの割合は相当低いといえます。司法試験合格という目的以外のために法科大学院に入学する人はほほいさないことを考えれば、法科大学院側と学生側との焦点がずれていることは、学生(受験生)にとつてはただの苦痛でしかないように思います。

これは合格できなければ、学生としての身分も何もない状態になります。結局、旧司法試験の頃のいわゆる司法浪人時代と何ら変わりのない生活が私に戻ってきました。法科大学院で学んだ実務の基礎はすっかり忘れ、司法試験科目をひたすら勉強するだけでした。

3 新旧司法試験過渡期

新司法試験が始まる二〇〇六年の直前、旧司法試験の合格者数が二年間限定で二五〇〇人に増員されることになりました。しかし、その翌年から合格者は約五〇〇人、さらにその翌年は約二〇〇人程度になるということが決まっていました。

4 法科大学院と新司法試験

折感は今でもよく覚えています。大学を卒業して二年後、ひたすら予備校の自習室に籠る旧司法試験の受験生活から一転、再び大学に通うことになりました。授業を受け、定期試験を受け、成績をつけられることを繰り返すという、大学生とあまり変わらない生活を送るのは、早く弁護士になりたいと思う自分にとつては、やりたいことができない鬱憤や、徒に歳をとつてしまふ焦りに満ちていました。

5 卒業後は元通りの生活へ

私、新司法試験の受験回数制限三回のうち、三回目合格しました。法科大学院を卒業した年に一回目を受験し、これに合格できなければ、学生としての身分も何もない状態になります。結局、旧司法試験の頃のいわゆる司法浪人時代と何ら変わりのない生活が私に戻ってきました。法科大学院で学んだ実務の基礎はすっかり忘れ、司法試験科目をひたすら勉強するだけでした。

らの意味がなければ本当に救われない、ただの人生とお金の浪費になってしまうことの空しさを、この頃は日々感じていました。

なお、司法試験に合格出来ず、他の道に進まざるを得なくなった人たちに対して、国も、法科大学院も、基本的に何もしてはくれません。やむなく他の道へ進んだ仲間たちの多くが、今どこで何をしているか、その消息がわからなくなっています。

6 待ち受けていた貸与制

私は最後のチャンスでなんとか合格するとはできませんでした。その時に司法修習生の給費制は廃止されており、結局最後まで制度改革に泣かされることとなりました。

司法試験に合格するまでに膨大な費用を掛けただけにどまらず、司法修習でも借金を背負わなければならない。誰よりも長い間諦めずに頑張ってきたはずなのに、なぜ最後にこんな目に遭わされなければならないのか。長年受験生をしてきて、先に合格して修習をする同級生たちをみてきたからこそ、一層不公平感を強く感じます。

7 振り返ってみて思うこと

約一〇年間に渡り、法曹養成制度改革のまっただ中を歩いてきて、「この変更は正しい」「この変更は意義がある」と思ったことはたまたまの一つとしてありません。結果的に今私は恵まれた環境で弁護士として活動することが出来ていますが、ここに至るまでの間に、自分とともにも法曹を志していた極めて多くの人たちの人生設計が狂わされてきたという事実から目

を背けることはしたくありません。

来年からは受験制限三回が五回に変更になります。法科大学院の募集人数は年々減少し、定員割れをおこす大学院が続出しています。そんな情報を耳にしても、もはや乾いた笑いしか出てきませんが、「困っている人を助けない」という思いを持って頑張っている若者の足を引っ張るのは、もういい加減やめて欲しいです。

青法協メーリングリストへの登録を呼びかけます

青法協ネットは、登録していただいた方に、青法協の活動内容などをお知らせするとともに、憲法・司法・人権課題など、自由にご意見・ご要望、各支部・会員の活動などをお送りいただき、活動に反映させるために立ち上げたものです。

登録希望の方は、事務局 (bengaku@seihokyo.jp) まで、アドレスをお送り下さい。

2014年度日程のご案内

秋田総会で2014年度の日程と開催地を決定しました。手帳にご記入ください。

【常任委員会】

- *第3回 2014年12月 5日(金)～6日(土) 東京
- *第4回 2015年 3月 6日(金)～7日(土) 新潟

第46回定時総会のお知らせ

2015年 6月27日(土)～28日(日) 兵庫県

重厚なテーマを軽快に描き、 サクサク読ませ、深く考えさせる

有川浩著「図書館戦争 図書館戦争シリーズ(1)」
(角川文庫) に学ぶ

東京 津田 二郎

1 皆さんは、「図書館の自由に関する宣言」をご存じだろうか。

図書館の自由に関する宣言は

- 1 図書館は資料収集の自由を有する。
 - 2 図書館は資料提供の自由を有する。
 - 3 図書館は利用者の秘密を守る。
 - 4 図書館はすべての不当な検閲に反対する。
- 図書館の自由が侵される時、我々は団結し、あくまで自由を守る。

という各条項からなっている(詳細は日本図書館協会のホームページを参照のこと)。

本書は、「図書館の自由に関する宣言」の存在を知り、発想を得た筆者が、これをテーマにトレンディドラマ(いわゆる「月9」)路線のエンターテイメントとして企画を立ち上げたものだという。本書は全編軽快な文体で貫かれており、いわゆる「ライトノベル」の様相である。しかし一方で、本書は読者に「表現の自由」の権利性と限界を考えさせる問題提起をする。表現の自由という重厚なテーマを扱っていながら、あくまで軽快に、からつと読ませる筆致は見事というほかなく、アクションあり、恋愛ありという物語展開はまさに「月9」のそれである。

2

本書は、のちに劇画化、アニメ化、アニメ映画化、実写映画化される人気シリーズ

全四作(ほかにスピンオフ作品が二作)の第二弾であり、物語は「図書館の自由に関する宣言」の各条項に沿って進行する。

本書の舞台は、国民の政治的無関心を背景に成立してしまつた「メディア良化法」によって、検閲が合法化され、メディア良化法を根拠として成立した「良化委員会」によって「公序良俗に反する書籍・映像作品、音楽作品など」への規制が働き、小売店の入荷商品への検閲、販売元に対する流通の差し止め、マスコミに対する放送禁止あるいは訂正命令等による取り締まりが行われるようになった社会である。

図書館法に図書館の自由に関する宣言を取り込む形で検閲権に対抗する権限が与えられ、あらゆるメディア作品を自由に収集し、それらを市民に提供する権利をもつ公共図書館は、今や「表現の自由」の最後の砦となっている。

図書館は、各地方公共団体から独立して広域地方行政機関たる「図書隊」を形成し、検閲等に対する図書館の「防衛力」たる「図書特殊部隊」を編成した。

図書特殊部隊は、良化委員会の指揮下にある「良化特務機関」と、ときには警察や自衛隊から払い下げられた「実力」を行使して激しくせめぎ合う。

本書では、「少年犯罪と『有害図書』の関連」「子

どもの『健全育成』を口実にした閲覧図書規制の是非」「自立した存在としての『子ども』』といったところをテーマとして扱う。一般市民に対して、このようななきわめて難しい社会問題を、軽妙に提起する手法には本当に感心させられた。

3

さて、現実社会で安倍内閣は、特定秘密保護法を強行採決により成立させ、従来の内閣が憲法改正でしかなしえないとしていた集団的自衛権の行使容認を解釈改憲によって実現した。「ヘイトスピーチ」がまき散らされ、今やその規制が焦眉の課題となっている。「はだしのゲン」が閉架図書とされ、「アンネの日記」は引き裂かれた。

「メディアの良化」を口実にした表現の自由の規制の可能性は必ずしも空想の世界だけのものではなくなっている。

4

安倍政権の憲法攻撃に対して全国各地でさまざまな新しい憲法運動が模索され創造されている。私は、例えば「明日の自由を守る若手弁護士会」の活動が憲法運動の形に新しい風を吹き込んだように、多くの憲法運動にかかわる会員が、本書から刺激を受け、より柔軟な表現、

手段で市民に対して憲法課題を提起することを大いに期待する。累計四〇〇万部とヒットした本書にはそのヒントがあると思う。

5

ところで本書に対して、図書館が、自衛隊のように「武装」して「図書を守る」など荒唐無稽に過ぎる、自衛隊を賛美するなどの批判がある。

しかし私は、この点は本書の本質ではないと思った。「図書特殊部隊」の設定によって、規制当局が、「検閲の危険性」を指摘する本書を原作とする映画に、自衛隊を撮影協力させたのである。私は痛快だとすら思った。

今私たちに必要なのは、本書で著者が示した柔軟なアプローチとそれを実現するたたかきなのではないだろうか。



編集後記

▼今年六月にあった東京・中野区長選挙に、地域の方々や弁護士仲間から長年の要請を受けて立候補しました。慣れない

立候補者活動を半年。演説回数は駅前や街中や集会等で三〇〇回以上にのぼりました。▼結果は現職の四選を許してしまいました。▼彼は三万票、二度目の立候補者が二万四〇〇〇票、新人の私は二万票とそれなりの戦いでした。▼中野駅前の大型開発優先か、それとも喫緊の老人特養ホームや認可保育園の増設優先かと「平和・福祉・教育の中野」の再生を目指して闘いました。もちろん、あの「中野サンプラザ」を壊すなも強く訴えました。▼青法協のみなさんからも物心両面にわたる援助をいただきました。この誌面をおかりしてあらためてお礼申し上げます。▼なお、表紙写真は政治家大嫌いの妻へ迷惑をかけた。罪ほろぼしにこの夏、グラントキヤニオンなどへ行つたときのデッド・ホースという溪谷で見かけたきょうだいを撮つたものです。今は又、弁護士に戻って静かに仕事をしていくというわけです。

(宮本 智)